

正 改
小 學 伍 法 教 授 書

四

新 舊 書 冊 教 本 日 八		
室 五 第		
五	一	二
冊	號	架 函

K21.1
4

小學作法教授書卷ノ四

明治十九年四月二十日 函館省立館



松岡明

義叔閣

中野豊記

編輯



欲せば必ず先づ心

①

人行儀を正
人ノ行ハ元ト心ノ形ニ顯レタルモノナレハ
其心正シケレハ其行モ亦正シク其心不正ナ
レハ其行必ス不正ナルヲ影ノ形ニ於ケルカ
如シサレハ古人モ人ハ行ヲ見レハ其徳ヲ知
ルヘシト曰ヘリ故ニ人行儀ヲ正シクセント

水鏡書 卷之四

二

欲セハ必ス先ツ其心ヲ正シクセサルヘカラ
ス
心正シカラざる時ハ如何ニ作法を知り
たりとも決て之を行ふ事能はず、
前條ノ如クナルヲ以テ斯ル片ハ斯クナスヘ
シト多ノ作法ヲ知リタリトモ心若シ不正ナ
ル片ハ種々ノ場合ニ於テ不知不識心ノ儘ニ
行ヒ決シテ作法ニ從フ能ハサルモノナリ
然レモ作法ヲ知ラサル片ハ亦其善ヲ盡ス
ヲ得ス故ニ先ツ其心ヲ正フシ而后作法ヲ習

三

ヒ心ト形ト相ヒ待チテ始テ完全ト稱スヘキ
ナリ
尊長ト道を同トク行く時ハ後に従ひ
て行くべし
人ト道ヲ同シク行クニ尊長ナレハ其後ニ從
ヒ年長ナレハ左方ニ少シ下リ同輩ナレハ並
ヒテ行クヘシ若シ雪途或ハ狭キ路ナトニテ
ハ人ニ先ヲ讓ルヘシ凡テ人ノ後ヨリ行クニ
ハ必ス二三歩後ルヘシ然ラサレハ過チテ人
ノ踵ヲ踏ミ或ハ衣服ヲ汚スアレハナリ又

④

道路ニテ高聲ニ談笑スヘカラス
夜ニ挑灯を持ちたる時ハ先きに立ちて
道を照すとす。

夜尊長ト道ヲ同シク行ク片ハ已挑灯ヲ持チ
テ尊長ニ先チテ能ク其足元ヲ照シ道ノ善シ
キ所ヲ擇ヒテソノ先導ヲナスヘシ又假令尊
長ニ非ラサルモ夜人ト同行シテ已ノ挑灯
ヲ持チタル片ハ人ニ先チ道ヲ照スヘシ

⑤

人に行き逢ひたる時ハ左に避けて道を
譲るとす。

尊長ニハ六七尺手前ニテ右ノ足ヲ斜メニ左
ノ方ヘ引キ次ニ左ノ足ヲ同シク引キ又右ノ
足ヲ引キテ兩足ヲ整ヘ手ヲ膝マテ下ケテ待
テ尊長已ノ前ニ来ラハ拜禮シ過キ去ラハ左
ノ足ヨリ進ムヘシ同輩ニハ三尺許リ隔テ、
五ニ左ノ方ヘ斜ニ避ケテ會釋シ同時ニ左ノ
足ヨリ進ミ共ニ背後ヲ向クヘカラス其他老
人癡疾者又ハ重荷ヲ負フタルモノ或ハ牛馬
人力車等ニ逢ハ、避ケテ妨ケトナルヘカラ
ス殊ニ雪途又ハ小路等ノ狭キ道ニテハ能ク

(六)

注意シ人ニ衝キ當ルヘカラス

他人道を譲らば會釋して通るべし

他人道ヲ避ケハ尊長ニハ勿論同輩ノモノト

雖モ己モ譲リテ辭退スヘシ又若シ己ヨリ幼

キモノ又ハ賤シキモノナレハ一應辭退シ丁

寧ニ禮辭ヲ述ヘテ通ルヘシ決シテ無挨拶ニ

テ過グヘカラス

(七)

官吏並に知りたる人ハ拜禮すべし

縣令郡區長等總テ官吏又ハ高貴ノ人及ヒ親

類近隣ノ人ニ逢ハ、道ヲ避ケテ丁寧ニ拜禮

(八)

途中にても、拜禮するときは必ず帽子襟
卷おどを脱ぐべし

帽子襟卷手袋等ヲ著ケタル儘ニテ人ニ拜禮

スルハ無禮ナレハ如何ニ寒キ時又ハ忙シキ

時ナリトモ必ス之ヲ脱スヘシ

人と別る時ハ其人の前を越ゆべからず

(九)

人ト別ル、時ハ拜禮シ其人ノ後ノ方ヨリ行
キ決シテ人ノ前ヲ越エ行クヘカラス凡テ人
ノ前ヲ過ルハ失禮ナリ若シ他人己ノ後ニ廻
リタル片ハ己モ其人ト共ニ廻リテ人ニ背ヲ
向クヘカラス

⑩

使に行きて、歸りたる時ハ必ず其返事を
なまむべし、

父母長上又ハ主人ノ命ヲ受ケテ使ニ行キ歸
リタル片ハ如何ニ忙シキ時ナリトモ必ス其
返事ヲナスヘシ若シ又買物等ヲナス片ハ其

⑪

遣ヒ拂ヒヲ細ニ陳フベシ

席上にて、鼻かむ時ハ下座の方に向き、音
の出でさる様ふなむべし、

凡テ人ノ前ニテ擗ム一ハ無禮ナレハ其席ヲ
起チ別席ニテ為ス可キモノナリ若シ起チ難
キ時ハ徐ニ紙ヲ出シ下座ノ方ニ向ヒ音ノ出
テサル様ニカムヘシ故ニ平生擗ム片モ音ノ
出テサル様ニ心掛クヘシ且ツ鼻ノ出テタル
ハ尤モ見苦シキモノナレハ常ニ能クカミ置
キ決シテ之ヲス、リ又ハ袖前垂手等ニテ拭

十二

フヘカラス又擯ミタル紙ハ能ク始末シテ猥
リニ投ケ棄ツ可カラス
唾吐くときハ下座の方ふ向き、灰吹を
とり、手にて覆ふべし、

人ノ前ニテ唾吐ク一ハ不敬ナレ氏若シ己ム
ヲ得サル片ハ下座ノ方ニ向キ右ノ手ニテ灰
吹ヲ取り左ノ手ニテ之ヲ覆ヒ音ノ出テサル
様ニナシ灰吹ノ縁ナトヲ汚スヘカラス

十三

せき、くさめの出づる時ハ下座の方に向き、
紙にて、鼻と口とを覆ふべし、

咳嚏ノ出ントスル片ハ早ク下座ノ方ニ向キ
紙ニテ口ト鼻トヲ覆フヘシ若シ過ツ片ハ人
ニ唾ヲ及スヘシ人ニ唾ヲ及スハ甚シキ不禮
ニシテ實ニ面目ナキ事ナレハ能ク心ヲ用フ
ヘシ

十四

人の前を、過ぐる時ハ會釋して通るべし、

凡テ人ノ前ヲ通ル事ハ不敬ナレハ常ニ注意
シテ可成其後ヲ通ルヘシ己ヲ得サル片ハ尊
長ニハ其前ニテ上座ノ方ノ足ヲ引キ尊長ヘ
斜ニ向キ跪キテ兩手ヲ下ニ着キ尊長ノ膝ノ

辺ニ目ヲ注ケ拜禮シテ下座ノ足ヨリ立テ進ムヘシ又同輩ニハ行形ニテ上座ノ片足ヲ少シ引キ其足ノ方ノ膝ト手トヲ著キ下座ノ足ヨリ踏出シテ通ルヘシ又坐スヘカラサル場所ニテハ上座ノ膝ヲ低クシ上座ノ手ヲ下ケ尊長ノ方ヲ見ル体ニシテ下座ノ足ヨリ起チテ通ルヘシ

十五

人の後を、過ぐる時ハ其人ハ觸るべからん尊長ニハ輕ク兩手ヲ著キ尊長ノ方ヲ見テ通リ同輩ニハ片手ヲ膝ノ上ニ著キテ通ルヘシ又坐スヘカラサル場所ニテハ尊長ニハ兩手同輩ニハ片手ヲ膝マテ下ケテ通ルヘシ凡人ノ後ヲ通ルニ其衣服ニ觸ル、モ失禮ナレハ己ノ袖裾等ニ心ヲ付ケテ觸レサル様ニナスヘシ

其

人に觸るべき所ハ通るべからん人ノ後ニ障子襖壁柱等アリテ其間ノ狭クシテ人ニ觸ルヘキ所ハ通ルヘカラス若シ己ムヲ得サル片ハ其由ヲ告ケ無禮ヲ謝シテ通ルヘシ

⑤

人の衣類を踏むべからば、
人ノ後ヲ通ル片又ハ狭キ所又ハ混雜スル片
ハ能ク心ヲ用ヒテ人ノ衣服ノ裾ナトヲ踏ム
ヘカラス

⑥

人の家ニ行き、扇を所持セシ時ハ、坐してハ、
下に置き、起ちてハ、指をさす。

扇子ハ春夏秋冬トモニ持ツヲ禮トス坐シテ
ハ拔キテ右膝ノ股ニ置キ立ツ片ハ右手ニテ
之ヲ採リ前ノ左方ニ指スヘシ凡テ人ノ前ニ
テ扇ヲ扱フハ失禮ナリ故ニ若シ炎暑ノ堪ヘ

⑦

難クシテ之ヲ用ント欲スル片ハ其無禮ヲ謝
シ少シ體ヲ俯シ徐ニ用フヘシ

開閉おどして、音を出さざらば、

席上ニテ扇ヲ弄シ又ハ一二間開閉シテ潑々
音ヲ出スハ無禮ナレハ必スナスヘカラス

⑧

膳を、客に進むるにハ、両手少く、高く持
ち出づべし。

膳ノ左右ノ中程ヲ左右ノ手ヲ仰向ケ拇指ヲ
縁ニカケテ持チ胸ト平ラカニノ正面ニ捧ケ
口氣ノカ、ラヌ様ニナシ臂ヲ張ラス縮メス

廿一

其構ヲ圓カニシ膳ノ下ヨリ三尺程先ヲ見テ
静ニ進ムヘシ

膳を据うるにハ、跪きて下に置き、推して
進むべし。

法ノ如ク持チ出テ据ウヘキ人ノ前ニ至リ跪
キ右ノ膝ヲ着ク片膳ヲ下ニ置キ兩手ニテ推
シテ進ムヘシ

廿二

膳を下け多にハ、跪きて少引よせ、持ち
て立つるべし。

膳ヲ下クヘキ人ノ前ニ至リ少シ離レテ跪キ

廿三

夫ヨリ進ミテ兩手ニ膳ノ兩側ヲ持チ少シ引
寄セ進メタル片ノ如ク持チテ立チ還ルヘシ
凡テ跪クニハ左座ナレハ左右座ナレハ右膝
ノ外ツル、程下ルヘシ

飯汁等の替を進む多にハ、盆を兩手に
て持ち、跪きておまへべし。

飯又ハ汁ヲ替フヘキ人ノ前ニ跪キ通盆ヲ兩
手ニテ持チ椀ヲ受ケ立チ還ルヘシ進ムル片
ハ跪キテ兩手ニテ出スヘシ但シ初度ノ汁替
ハ別椀ニ盛出テ引替ルヲ正式トス且ツ毎度

勝手ヨリ蓋ヲナシテ持チ出テ跪キ右手ニテ蓋ヲ取り盆ノ手前ノ縁ニカケテ伏セ盆ヲ兩手ニ持チテ進ムヘシ（蓋ハ通蓋トテ別ニ勝手ヨリ盆ニ載セ出テ椀ヲ受クレハ蓋ヲナシテ立チ退クヲ良トス又客若シ蓋ヲナシテ出ス片ハ法ノ如ク蓋ヲ取りテ進メ盆ヲ下ニ置キ蓋ヲ客ノ左股ニ置キ盆ヲ持チテ立チ還ルヘシ）凡テ持チ還リ又持チ出ツル様膳ヲ進ムル片ニ全シ

④

徳利ハ、左の手に袴を据ゑ、右の手を漆

つて、持ち出づべし、

徳利ハ左ノ手ニ袴ヲ据エ右ノ手ヲ添へ餘リ前ニ捧ケス帶ヨリ少シ高く持チ出ツヘシ

⑤

酌をなすにハ、徳利の中程を、右の手にて持ち、左の手を添ゆべし、

法ノ如ク持チ出テ酌スヘキ人ノ前ニ跪キ徳利ノ中程ヲ右ノ手ニテ持チ左ノ手ヲ下ノ方ニ添へ客盃ヲ出サハ口ヲ向フニナシテ盛り又元ノ坐ニ歸リ徳利ヲ右膝ノ股ニ置クヘシ酒ヲ盛ルニハ九分ヲ度トシ過チテ溢レシム

其

ル一勿レ又徳利ヲ盃ニ押シ付ケ或ハ及腰ニ
テ盛ルヘカラス
食物ハ勿論、盃、箸、おどろ、下に落たるものハ、
客ニ進むべからば、

凡テ下ニ落チタルモノヲ客ニ進ムルハ無禮
ナレハ若シ過チテ落シタル片ハ之ヲ換ヘテ
進ムヘシ

其

給仕に出づる時ハ、鼻紙を用意せざらん
給仕ニ出ツル片ハ必ス容儀ヲ整ヘ浄潔ナル
手巾共ニ鼻紙ヲ用意スヘシ若シ過チテ食物

其

ヲ覆シ器皿ヲ毀ル一アラハ周章スル一ナク
徐ニ其手巾或ハ鼻紙ニテ拭ヒ之ヲ引キ換ヘ
テ進ムヘシ

客の前ニテ、器物を扱ふにハ、最も心を用
ふべし、

客ノ前ニテ器物ヲ粗末ニ取扱フ片ハ過チ多
ク且ツ其人ヲ輕ンスルニ當リテ不敬ナレハ
殊ニ注意スヘシ

其

燭臺を、出すにハ、右の手にて、さげを持ち、
左の手に、臺を据ゑて、持出て、程よき所

み、跪きまゝ置くべし、

右ノ手ニテ棹ノ中程ヲ持チ左ノ手ヲ臺ノ下
 ニ當テ、出テ一本ナレハ上座ノ方ヘ寄セテ、
 疊ノ縁ニカ、ラヌ様ニ置クヘシ若シ足ノ三
 ツアルモノハ上座或ハ客ノ方ニ其ニツラ向
 ケ燼剪掛アルモノハ其方ヲ下座ニ向クヘシ
 若シニケ出ス片ハニツノ足ヲ向ハセ上座ヨ
 リ据ウヘシ且ツ燭臺ヲ扱フニ傾クル片ハ蠟
 燭ノ液滴ルモノナレハ能ク心ヲ用フヘシ
 燼をきるとまゝハ、跪きまゝなすべし、

三

燼壺ニ少シ水ヲ入レ左手ニ持チ燼剪ヲ右手
 ニ持チ出燭臺ノ下ニ跪キテ燼ヲ剪リ燼剪燼
 壺ヲ元ノ如ク持チテ退クヘシ尤モ燼剪ノ付タ
 ル者ハ持チ出ルニ及ハス又燭臺一箇ノ片ハ
 本文ノ如クシニ箇以上ノ片ハ蠟燭ヲ扱キテ
 剪ルヘシ凡燼ヲ剪ルニハ浅クナスヘシ深ク
 スル片ハ火ヲ消スアアリ氣ヲ付クヘシ
 人ノ家ニ到リテ、膳を進めらるる時ハ、兩
 手を着きまゝ、受くべし、

世

膳ヲ受クルニハ左手ヲ着キ右手ヲ膳ノ手前

世

ニ掛ケテ受クルヲ正式トスレ氏略ニハ手ヲ
着キテ受クヘシ
膳を受けたる時ハあなたこそあなたを見
くらぶべからん

世

膳ノ出テタル片彼方此方ヲ見合セテ巳ノ膳
部ト見較フルナト尤モ卑シキ事ナレハ決シ
テナスヘカラス故ニ平生ナリトモ必ス慎ミ
テ他人ノ膳ノ上ヲ睨ミ或ハ他人ノ菜ノ大小
多寡等ヲ見較ヘ羨ム様ナトアルヘカラス
食事を、始むるにハ先づ能く容儀を整

世

へ而して、碗の蓋を取るべし、
食事ヲ始ムルニ法アリ挨拶終ラハ容儀ヲ亂
サス男子ハ先ツ蓋ヲ取り次ニ箸ヲ取り次キ
ニ器ヲ取り女子ハ器ヲ取りテ後箸ヲ取ルヘシ
凡テ食事ノ不作法ナルハ最モ見苦シク且ツ
人ニ卑メラル、モノナレハ深ク慎ムヘシ
主人の挨拶あらざるに食事を始むべからん

主人ノ挨拶終リ皆人ノ食ヒ始メタル時巳モ
次テ箸ヲ取ルヘシ決シテ人ニ先タチテ食ヒ

始ムヘカラス

世

蓋ハ膳の右にあるものハ、右の手、左にあるものハ、左の手あて、取るべし。

世

蓋を取るに、飯、汁、坪、平と次第をへし。

飯、椀ハ右手ヲ椀ニ添へ左手ニテ蓋ヲ取り右手ヲ添へ仰向ケテ左ノ脇ニ置キ汁、椀ハ左手ヲ添へ右手ニテ蓋ヲ取り左手ヲ添へ仰向ケテ右ノ脇ニ置ク可シ。総テ膳ノ右ニアルモノハ飯ニ同シク左ニアルモノハ汁ニ同シ。

世

蓋を取るに、片手を椀に添へ汁をどき、

覆すべし。

汁、平又ハ吸物等ノ蓋ヲ取ルニハ必ス片手ヲ椀ニ添へ手前ヨリ上ル心得ニテ徐ニ取ルヘシ。粗忽ニナシテ汁ヲコホスト勿レ凡テ膳ヲ汚スハ失禮ナリ。

世

箸ハ、右の手あて取り、持ち直さべし。

男子ハ右手ヲ俯セテ取り右手ノ二三指ノ間ニ狭ミテ取り直シ女子ハ右手ヲ仰向ケテ取り左手ノ四五指ノ間ニ狭ミテ取り直シ中程ヨリ少シ下ヲ筆ヲ執ル如クニ持ツヘシ平

光

生ヨリ正シク持チ習ヒ決シテ深ク握ルヘカ
ラス

飯汁を、替ふる時、又ハ人に、挨拶する時を
ども必ず、箸を置くべし

飯又ハ汁ナトヲ替フル時或ハ人ニ應答會釋
スル時等箸ヲ持チタル儘ニテナス可カラス

食器を、取ッるにハ、膳の、右ふあるものゝ、右
の手ふ取り上げ、左ふあるものゝ、左の手ふ、取
り上げて、持つべし

平

食器ヲ取ルニハ男子ハ箸ヲ小指ト無名指ニテ

持チ女子ハ箸ヲ取ラスシテ両手ニ取り上ケ
左手ニ移シ左手ノ拇指ヲ少シ縁ニカケ次指
ト中指ヲ外側ニカケ無名指ト小指ヲ内側ニ
カケテ持チ次ニ男子ハ箸ヲ持チ直シ女子ハ
膳ヨリ箸ヲ取り持直シテ食シ下ニ置片ハ
男子ハ箸ヲ置カス女子ハ箸ヲ置キ両手ニ持
チテ膳ニ置クヘシ

四

食するにハ次第あり、先づ、飯よむ、喰ふ
べし

食事ノ順序ハ先ツ飯ヲ食シ汁ヲ吸ヒ又飯ヲ

③

食シ汁ヲ吸ヒ次ニ飯菜飯菜ト食フヘシ又
 飯ヲ食フニハ最初一二度ハ二三箸食シテ汁
 ヲ吸ヒ三度目ヨリハ随意ニ食スヘシ汁ハ先
 ツ少シ汁ヲ吸ヒ箸ヲ取り直シテ二箸實ヲ食
 シ又汁ヲ吸フテ下ニ置キ飯ヲ食スヘシ但シ
 二度目ヨリハ随意ニ食シテヨシ
 飯を替ふるにハ、椀を左の手み持ち、汁を
 替ふるにハ、椀を右の手よ持ちて、出さべ
 飯ハ箸ヲ置キ椀ヲ左手ニ持チ右手ヲ添ヘテ

④

出シ受クル片ハ左手ニ取り右手ヲ添ヘテ且
 膳ニ置キ取り上ケテ食スヘシ汁ヲ替フルハ
 左右相反スルノミ若シ給仕ノモノ来ラハ飯汁
 等少シク餘アルモ之ヲ出シテ妨ケナシ
 菜ハ先づ、鱈よるゝ食ふべし
 菜ハ鱈壺平猪口ト次第ニ食フヘシ
 焼物の、首尾あるものハ、裏をかへて、食ふを
 こらば、

焼物ハ箸ニテ解キ表面ノ肉ノミヲ食ヒ若シ
 骨ノ口ニ入ル片ハ箸ニテ取り其皿ニオクヘ

⑤

レ尤モ平生ハ裏ヲ反シ食フモ妨ケナシト雖
 モ或ハ指ニテツマミ或ハ骨ヲ舐リ或ハ食ヒ
 散ラス等ノコアルヘカラス凡テ魚ヲ食フ片
 ハ過チテ骨ヲ食ハヌ様ニ心ヲ付クヘシ
 菜を取らんとして見合すべからず、
 平ヲ食ハンカ又焼物ヲ食ハンカト見廻シ又
 ハ鱠ヲハサマントシテ坪ニ移ル等ノコハ見
 苦敷モノナレハ決シテナスヘカラス
 菜より菜を食ふべからず、
 食事ハ必ス飯菜飯菜ト食フヘキモノナルヲ

④

③

以テ假令ハ坪ヲ食ヒ直ニ平ヲ食フ等ノ事ア
 ルヘカラス元菜ハ飯ノ菜ナレハナリ
 湯を吞む時ハ箸を椀の中に入れて、香
 物を食へ左の手は持ち、右の手を添へて
 吞むべし、
 箸ヲ持チテ椀ヲ取り上ケ中ヲ清ムル心得ニ
 テ椀ノ中ヲ静ニ廻シ香物ヲ食シ湯ヲ吞ミ終
 ラハ箸ヲ元ノ如クニ置クヘシ湯ヲ口ニ含ミ
 口中ヲス、クハ不作法ナレハ決テナスヘカ
 ラス

④

湯を受くるにハ飯碗を左の手以持ちて出
まぐら

食事終り給仕湯ヲ持チ前ニ来ラハ飯碗ヲ左
手ニテ取り出シ多少已ノ意ニ任セ受ケ一旦
下ニ置クヘシ

⑤

禮の事ハ種々あれども畢竟人を敬ふ為
のものあれバ人ハ對して恭敬の念を失ふ
こと勿き

禮式ハ人ニ對シテ行フ可キ作法ニシテ其事
極メテ多シト雖モ畢竟心ノ敬ヲ行為ニ表ス

ル為ノモノナレハ假令悉ク之ヲ知ラス氏若
シ常ニ恭敬ノ念ヲ失ハサレハ自ラ其式ニ合
スルヲ得ヘシ故ニ人禮儀ヲ正シクセニト
欲セハ敬ノ一字ヲ忘ル可カラス

小學作法教授書卷ノ四終

版權免許

明治十七年
一月廿五日

十八年五月廿
六日改正御刷

編輯人

福島縣平民

中野豐記

新潟縣新潟區學校町通貳番丁廿四番地

全

新潟縣士族

中澤中

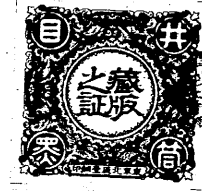
全縣區西大畑通貳番丁十三番地

出版人

全縣平民

井筒駒吉

全縣區古町通貳番丁三十三番地



全

全

目黒十郎

全縣古志郡長岡表四丁十九番地

改正小學作法書

附圖

全

大日本教育書目表		
第五室		
五册	一	二
册	号	架
		函

